

公示送達書

次の納税義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第41条、第319条、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条に係る書類を送達したが返戻されたため、住民基本台帳、課税台帳及び現地を調査するも、その住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送付することができないので、地方税法第20条の2及び茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）第10条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、市民部市民税課に保管して、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年10月14日

茅ヶ崎市長 佐藤 光



	納税義務者	備考
1	佐藤 健太	
2	SERLI MEMA ANDRIANI	
3	徳田 浩一	
4	齋木 大二郎	
5	HOANG LONG	
6	ALE MAGAR RUBINA	
7	THARU SITA KUMARI	
8	橋本 龍祐	
9	和田 寛也	
10	田野 一樹	
11	高橋 徳幸	
12	小川 一男	
13	甲田 育巳	

掲 示 期 間

令和8年10月14日から
令和8年10月28日まで